

## 1 - ( 3 ) 重要伝統的建造物群保存地区保存事業の充実

(文化庁)

京都市では、国家的財産である京都の伝統的な町並みや風趣ある地域について、伝統的建造物群保存地区の指定拡大を含め、これまで以上に保全に努めております。

しかしながら、本市は対象となる建造物の数も多く、建造物の修理・修景にも多額の事業費を必要とし、また建造物の所有者においても、相続税等の税負担が重く、伝統的建造物を維持することが困難になる例が増加しつつあります。

このような状況の中、昨年7月に、重要伝統的建造物群の保存地区内における伝統的建造物の相続財産の控除制度が創設されましたことは、京都の町並み景観の保全に大きく寄与するものであります。しかし、その控除割合は、重要文化財の7割には及ばず3割にとどまっており、伝統的な町並みを次世代に伝えていくためには、より一層の控除制度の拡充が求められます。

また、伝統的建造物の耐震性を向上させ、町並み景観を維持するために地震等の災害から守る対策が喫緊の課題となっております。

つきましては、国民の財産である京都の伝統的建造物を保存するため、次のとおり提案・要望します。

### 提案事項

国選定の重要伝統的建造物群保存地区内における建造物等を地震等の災害から守るための耐震補強等に係る財政措置

### 要望事項

国選定の重要伝統的建造物群保存地区における

- 1 建造物の修理・修景事業等に係る国庫補助金の補助率の引上げ
- 2 地区内の建造物及びその敷地に係る相続税について、重要文化財に対する相続税控除割合と同等の控除割合の適用

主な提案先：文化庁（文化財部参事官）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 都市景観課長 寺本健三 TEL 075-222-3473

< 京都市の取組・現状 >

伝統的建造物群保存地区の保全に係る事業

産寧坂<sup>さんねいざか</sup>地区，祇園新橋地区，嵯峨鳥居本<sup>さ が とりいもと</sup>地区，上賀茂地区の4地区において，国の補助を受けながら，地区内の建築物等への修理・修景に対する指導と補助金交付事業を行い，景観の維持向上を図っています。

1 修理修景事業

|                   |      |             |
|-------------------|------|-------------|
| 昭和51年度～平成16年度（実績） | 876件 | 1,151,656千円 |
| 平成17年度（予算）        |      | 44,000千円    |

2 その他事業

昭和48年度～平成16年度（実績）

|             |           |
|-------------|-----------|
| 町並み調査事業費    | 32,449千円  |
| 石畳整備等，説明板設置 | 25,942千円  |
| 防災計画策定調査    | 7,000千円   |
| 防災施設整備      | 160,777千円 |